

# 関門港夜間入港・通峡船舶航行安全ガイド

平成17年11月1日、関門港における総トン数500トン(若松区は300トン)以上の船舶に対する夜間入港規制が廃止されますが、引き続き関門港の安全が確保されるよう当協議会において、必要な安全対策をとりまとめました。

夜間における関門港入港船舶と航路通峡船舶による進路交差、異常接近等を防止するためにも、規制廃止後、関門港に入出港する船舶及び関門海峡を通峡する船舶は、港則法その他関係法規を遵守するとともに、この航行安全ガイドを熟読し、船舶の安全航行が図られるようご協力をお願いします。

平成17年10月

関門水域航行安全対策協議会

## 1 夜間入港対象係留施設

照明等が設備され、夜間において岸壁が十分確認できる係留施設として、地元協議会等により安全が確認されたものであること。

(平成17年11月1日現在 A参照)

## 2 夜間入港船舶の遵守事項

- (1) 夜間入港の安全対策を遵守すること。(B参照)
- (2) 関門海峡海上交通センターへ事前通報を行うとともに、国際VHF16chを常時聴守し、同センターとの連絡を保持すること。(C参照)
- (3) AIS搭載船舶はAISを適切に運用すること。(D参照)
- (4) 船長は一定の入港実績を有すること。ただし、水先人が乗船する場合はこの限りでない。また、水先人の乗船が求められる船舶以外についても、水先人の乗船を推奨する。

## 3 夜間通峡船舶の注意事項


- (1) 国際VHF16chを常時聴守し、関門海峡海上交通センター、若松港内交通管制室から呼び出しがあれば直ちに応答すること。
- (2) AIS搭載船舶はAISを適切に運用すること。(D参照)
- (3) 夜間入出港船舶(航路内で減速したり、航路を横断したりする場合がある。)との進路交差や異常接近に留意すること。
- (4) 見張りを厳重にし、あらゆる状態に対応できる態勢を備えておくこと。
- (5) 関門海峡海上交通センターによる情報提供に留意すること。(C参照)

## 4 その他

平成17年11月1日、若松港内交通管制室による若松水路及び奥洞海航路の管制信号時間が改正されます。(E参照)

# A






## 夜間入港対象係留施設

夜間入港対象係留施設は関門港響新港区航行参考図・関門港若松区航行参考図・関門海峡航行参考図に示す  
の部分です。詳細はお問い合わせ先にお尋ね下さい。(G参照)

### 関門港響新港区航行参考図

本図は、航海のための参考資料であり、  
航海には必ず海図（W1267）を使用すること。

#### 凡例

-  関門港の港界
-  航路法線
-  管制ライン
-  岸壁
-  夜間入港対象係留施設

白島国家石油備蓄基地

白島

保安上の理由から  
接近注意

航行注意  
浅所あり  
乗揚げ多数

浅所  
中瀬

藍島

AS通報ライン

浅所

航行注意  
横切り船多し

No.2

No.1

響航路

浅所

No.4

No.3

浅所  
丸山出シ

白州

浅所

SS通報ライン

AISの適切な運用

国際VHF16ch常時聴守

浅所  
中瀬

横瀬

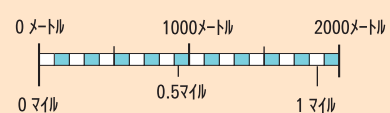
浅所

安瀬泊地

海の緊急連絡は「118番」

響灘泊地

ひびきコンテナ  
ターミナル



平成17年11月1日現在





## B

### 夜間入港の安全対策

- (1) 原則として、危険物積載船ではないこと。
- (2) 地元協議会等で個別のバースや泊地毎に基準化された船型によること。
- (3) 水先人が乗船している船舶（若松区においては水先人の乗船が求められる船舶）は、「関門港入出港船舶の標準喫水及び船型表」（関門水先業務協議会発行）で示される基準により運用すること。
- (4) 船長は次のいずれかの入港実績を有すること。ただし、水先人が乗船する場合はこの限りでない。
  - ① 過去1年以内に入港予定バース又はその付近に2回の入港した実績を有すること。
  - ② 前回の入港が、過去1年以内にあり、かつ、過去2年以内に延べ3回の入港した実績を有すること。
  - ③ 過去6ヶ月以内に入港予定バース又はその付近に入港した実績を有すること。（若松区に限る。）
- (5) 次の気象・海象条件を満たしていること。
  - ① 門司・下関地区  
原則として平均風速12m/s以下、波高1m以内及び視程1,000m以上。（定期旅客船を除く。）
  - ② 若松区  
原則として平均風速10m/s以下、視程1,000m以上。
- (6) 夜間入出港船舶は、関門海峡海上交通センターへ事前通報及び位置通報を行うこと。また、洞海湾に入港する船舶は、若松航路第3号、第4号灯標間を航過する際に、若松港内交通管制室に位置通報を行うこと。
- (7) 詳細は問い合わせ先にお尋ね下さい。（G参照）

## C

### 関門海峡海上交通センターによる情報提供

船舶が関門海峡及びその周辺海域を安全に航行するため、関門海峡海上交通センターでは海上交通情報を提供しています。情報提供、航行管制等を適切に行うため、夜間入出港船舶及び夜間通峡船舶は次の事項を遵守すること。

- (1) 夜間入出港船舶  
夜間入出港船舶がレーダーサービスエリアを航行する際には、レーダーにより各船舶を識別する必要があるため、夜間入出港船舶は関門海峡海上交通センターに予め事前通報を行うとともに国際VHF16chを常時聴守し同センターとの連絡を保持すること。また、AIS搭載船舶はAISを適切に運用すること。
- (2) 夜間通峡船舶  
夜間入出港船舶情報を的確に提供するので、レーダーサービスエリアを航行する際には、国際VHF16chを常時聴守すること。また、AIS搭載船舶はAISを適切に運用すること。（なお、現行の事前通報制度に変更はありません。）

## D

### AISの適切な運用

- (1) AIS、GPSの電源を入れておくこと。
- (2) AIS情報（目的地、到着予定時刻等）を正確に入力すること。
- (3) 電波の発射を確認すること。
- (4) 受信メッセージを即時に確認できる態勢を確保すること。
- (5) GPS測地系がWGS-84であることを確認すること。

## E

### 若松港内交通管制室における管制信号等

若松港内交通管制室では、総トン数300トン以上の船舶に対し、港則法に基づく信号管制を行うとともに海上交通情報の提供を行っています。若松水路及び奥洞海航路の管制信号時間が、平成17年11月1日に改正されます。（A「関門港若松区航行参考図」参照）

## F

## 船舶動静の連絡等

## (1) 港湾管理者への連絡

北九州港に入港する時は「きたきゅうしゅうポトラジオ」を、下関港に入港する時は「しものせきポトラジオ」を国際VHF16chで呼出し、以下の要領で船舶動静の連絡を行うこと。

区分	連絡時間	本船からの連絡事項	ポトラジオとの連絡(確認)事項
入港	事前連絡	港外着2～3時間前	港外到着予定時刻
	入港情報	港外到着時	港外到着通報
	港外からの移動情報	港外アンカー時	投錨時間、位置
アンカーアップ時		スタート時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートタイミング連絡</li> <li>・バース受入れ情報</li> </ul>
着岸通報	着岸時	着岸時間	
出港	出港通報	離岸時	出港時間

## (2) 関門海峡海上交通センターへの通報

情報提供、航行管制等を適切に行うため、対象船舶がレーダーサーブリエリアを航行中、レーダーにより各船を識別する必要があるため、対象船舶は関門海峡海上交通センターへ事前通報を行うとともに、次により位置通報を行うこと。(現行の事前通報制度に変更はありません。AIS搭載船であって、AISを適切に運用している船舶にあっては位置通報の省略が可能です。航路情報の提供、VHFの交信状況の確認等のため、位置通報ラインより手前で関門海峡海上交通センターを喚呼して下さい。)

## ① 通報時期

位置通報はレーダーサーブリエリアに入って最初の位置通報ラインに達した時に行うこと。なお、関門港出港船にあっては、運航開始時に行って差し支えない。

## ② 通報事項及び通報方法

通報事項	船舶電話の場合	FAXの場合	VHF電話の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・船名</li> <li>・通過時刻又は運航開始時刻(日本標準時24時間制)</li> <li>・通過ラインの略称又は岸壁コード番号</li> </ul>	電話番号 093-372-0099	FAX番号 093-381-4499	呼出名称： かんもんマーチス 呼出周波数： 1ch

## ③ 関門海峡海上交通センターからのお願い

夜間入出港のため、新たに事前通報が必要となった船舶を含む自主通報船が、関門海峡海上交通センターに事前通報する場合には、可能な限り早目(極力3時間前まで)にFAXでの通報をお願いします。VHFのふくそう緩和にご協力下さい。

## G

## 問い合わせ先

## (1) 公共施設

北九州市

北九州市港湾空港局

(電話番号 093-321-5950)

下関市

下関市港湾局

(電話番号 0832-31-1111)

## (2) 公共以外の施設

関門港若松区・響新港区

若松海上保安部航行安全課

(電話番号 093-761-4200)

上記以外の関門港

門司海上保安部航行安全課

(電話番号 093-321-0398)